

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年9月20日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年9月2日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年7月30日午前9時頃、奈良市法蓮町地内において発生した、本市の公用車が民家のシャッターを損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 120,750円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年9月20日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年9月2日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年7月25日午前7時55分頃、奈良市山陵町地内において発生した、本市の公用車が相手方所有のごみ収集ボックスを損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 48,300円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年9月20日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年9月4日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年8月23日午後3時30分頃、奈良市左京五丁目地内において発生した、環境清美工場職員が落としたガラスにより、相手方の自動車が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 200,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年9月20日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成25年9月6日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成24年11月22日午後2時頃、奈良市朱雀一丁目地内の交差点において発生した、本市の公用車が相手方の普通貨物自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 523,547円